

広島県環境影響評価に関する条例施行規則新旧対照表

(傍線の部分改正部分)

改正後		改正前	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
事業の種類	事業の要件	事業の種類	事業の要件
一 条例別表一の項に掲げる事業の種類	イ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条に規定する一般国道、県道、市町道その他の道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路（ <u>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第九十三条の規定により地方公共団体が開設又は拡張する林道であって、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号（二）及び同項第二号（三）に規定する林道（以下「幹線林道」という。）を除く。</u> 以下同じ。）の新設の事業（車線の数が四以上であり、かつ、長さが五キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）	一 条例別表一の項に掲げる事業の種類	イ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条に規定する一般国道、県道、市町道その他の道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路（ <u>独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第一号の規定により独立行政法人緑資源機構が開設又は改良する林道（以下「林道」という。）を除く。</u> 以下同じ。）の新設の事業（車線の数が四以上であり、かつ、長さが五キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）
	ロ 略		ロ 略
	ハ <u>幹線林道の開設又は拡張</u> の事業（長さが一〇キロメートル以上であるものに限る。）		ハ <u>林道の開設又は改良</u> の事業（長さが一〇キロメートル以上であるものに限る。）
<p>附 則（平成二〇年八月一日規則第五九号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）附則第二条第一項の規定により解散した独立行政法人緑資源機構が平成二十年三月三十一日以前に工事に着手した林道の開設又は改良の事業であって、平成二十年四月一日以後に地方公共団体が引き続いて行う森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第九十三条に規定する林道の開設又は拡張の事業であって、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号（二）及び同項第二号（三）に規定する林道に係るものについては、広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号）第二章から第六章までの規定は、適用しない。</p>			